

廃棄物処理の現況

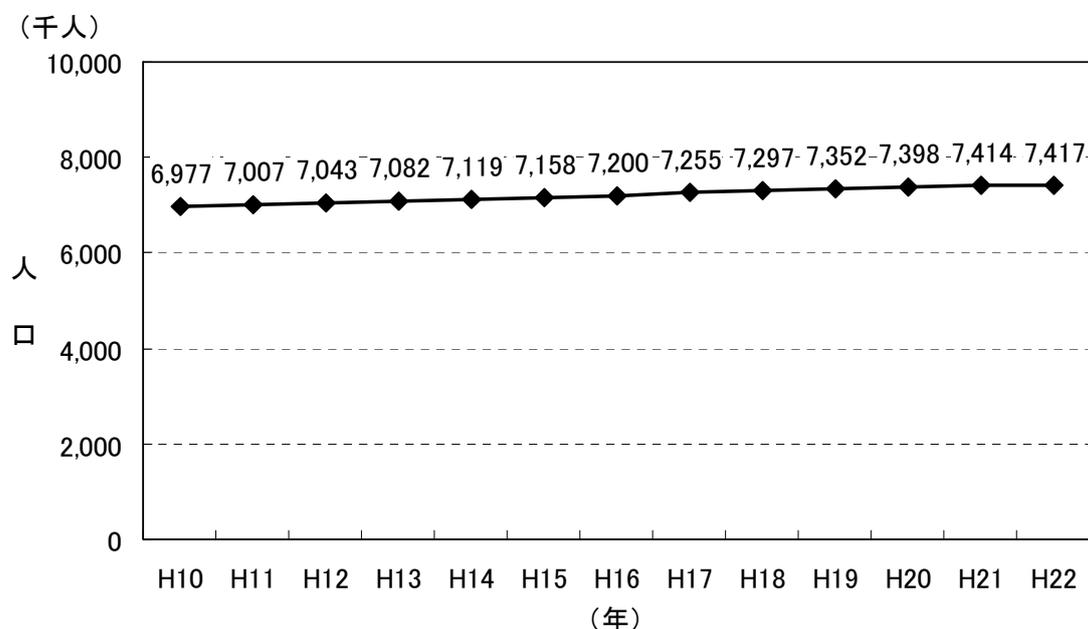
1 背景

(1) 人口

平成 10 年以降の本県の人口の推移をみると、年に 1% に満たない微増傾向が続いている。

平成 22 年の本県の人口は 7,417 千人であり、平成 16 年の 7,200 千人に比べ 6 年間で 3.0% 増加している (図 1)。

人口の増加は日常生活を通して、ごみ、し尿等の一般廃棄物、また、様々な経済活動を通じて産業廃棄物の発生量の増加の要因となる。



出典：「平成 22 年愛知県人口動向調査結果」

図 1 人口の推移

(2) 産業構造の特徴

本県の産業別従業者数をみると、第 2 次産業の従業者数、特に製造業の割合が 24.8% と全国値に比べて高く、これは輸送用機械器具製造業によるものである (表 1、表 2)。

これを製造品出荷額等でみると、平成 21 年において、全国の 13.1% を占める 34 兆 4,313 億円であり、日本を代表する産業県となっている。さらに製造業の中でも自動車関連産業である輸送用機械器具製造業の占める割合が 48.4% と最も高い。(表 2)。

表 1 従業者数の構成比（平成 21 年）

産業分類	愛知県		全国	
	人数	構成比	人数	構成比
合計	3,784,792 人	100.0%	58,442,129 人	100.0%
第 1 次産業	9,328 人	0.2%	377,595 人	0.6%
第 2 次産業	1,195,016 人	31.6%	14,177,967 人	24.3%
鋳業	874 人	0.0%	30,684 人	0.1%
建設業	254,423 人	6.7%	4,320,444 人	7.4%
製造業	939,719 人	24.8%	9,826,839 人	16.8%
第 3 次産業	2,580,448 人	68.2%	43,886,567 人	75.1%

出展：「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

表 2 業種別製造品出荷額等の構成比（平成 21 年）

区 分	愛知県	全国
輸送用機械器具製造業	48.4%	17.8%
鉄鋼業	5.9%	6.0%
食料品製造業	4.8%	9.2%
プラスチック製品製造業	4.1%	3.8%
電気機械器具製造業	3.7%	5.2%
業務用機械器具製造業	3.6%	2.7%
金属製品製造業	3.3%	4.7%
その他	26.1%	50.7%
総 額 （総額の全国に占める割合）	34 兆 4,313 億円 13.0%	265 兆 2,590 億円

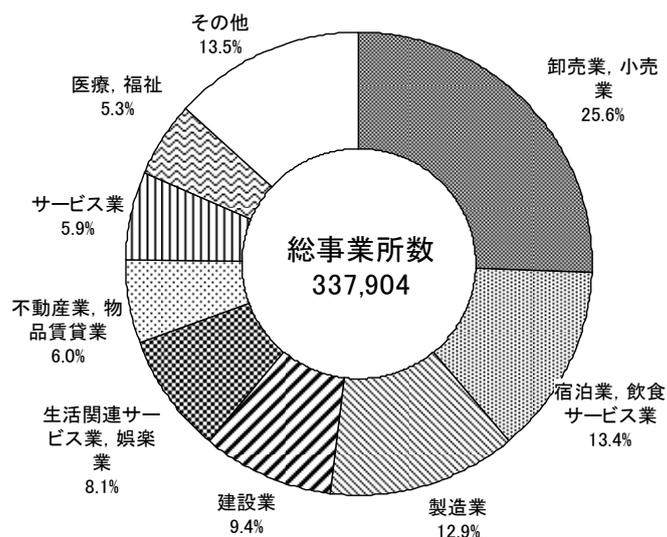
出典：「平成 21 年度工業統計」

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

（3）事業所の状況

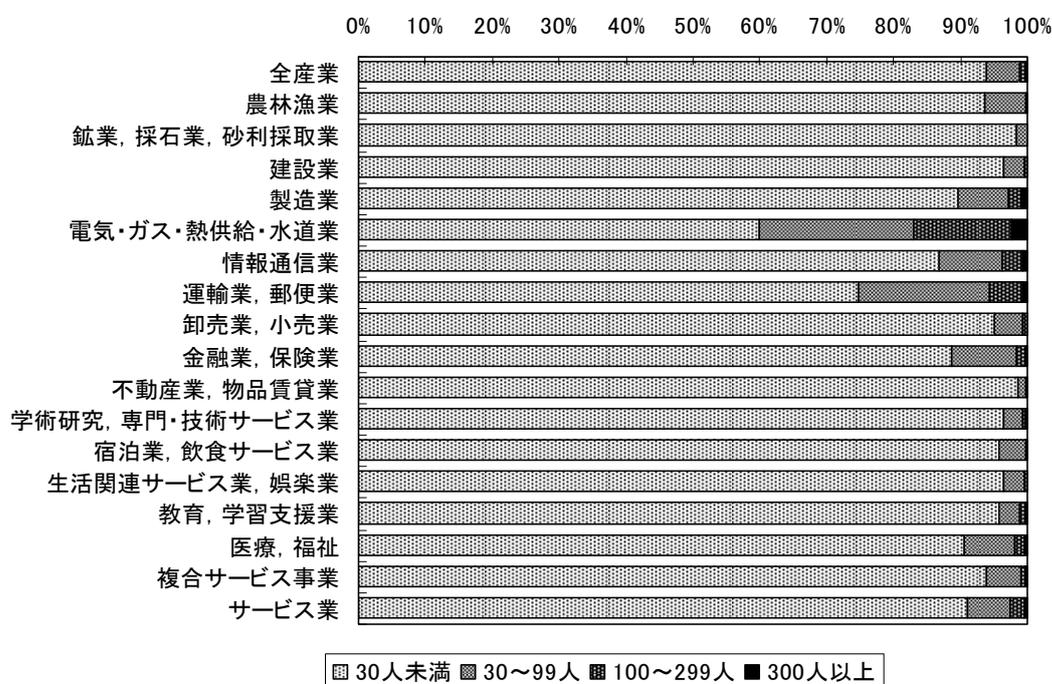
「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」によると、県内の事業所数は 337,904、従業者数は 3,784,792 人である。

業種別に事業所数の割合をみると、卸売・小売業が全事業所の 25.6%で第 1 位を占め、次いで宿泊業、飲食サービス業が 13.4%、製造業が 12.9%、建設業が 9.4%となっている（図 2）。



出典：「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」
 図 2 事業所の業種別構成比 (平成 21 年)

さらに、事業所を従業員規模別にみると、30 人未満の第 1 階層は 316,110 事業所、30 人以上 100 人未満の第 2 階層は 16,688 事業所、100 人以上 300 人未満の第 3 階層は 3,323 事業所、300 人以上の第 4 階層は 830 事業所で、従業員数の多い第 3 及び第 4 階層の事業所の割合をみると、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業等で高くなっている (図 3)。



出典：「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」
 図 3 従業員規模別業種別事業所数構成比 (平成 21 年)

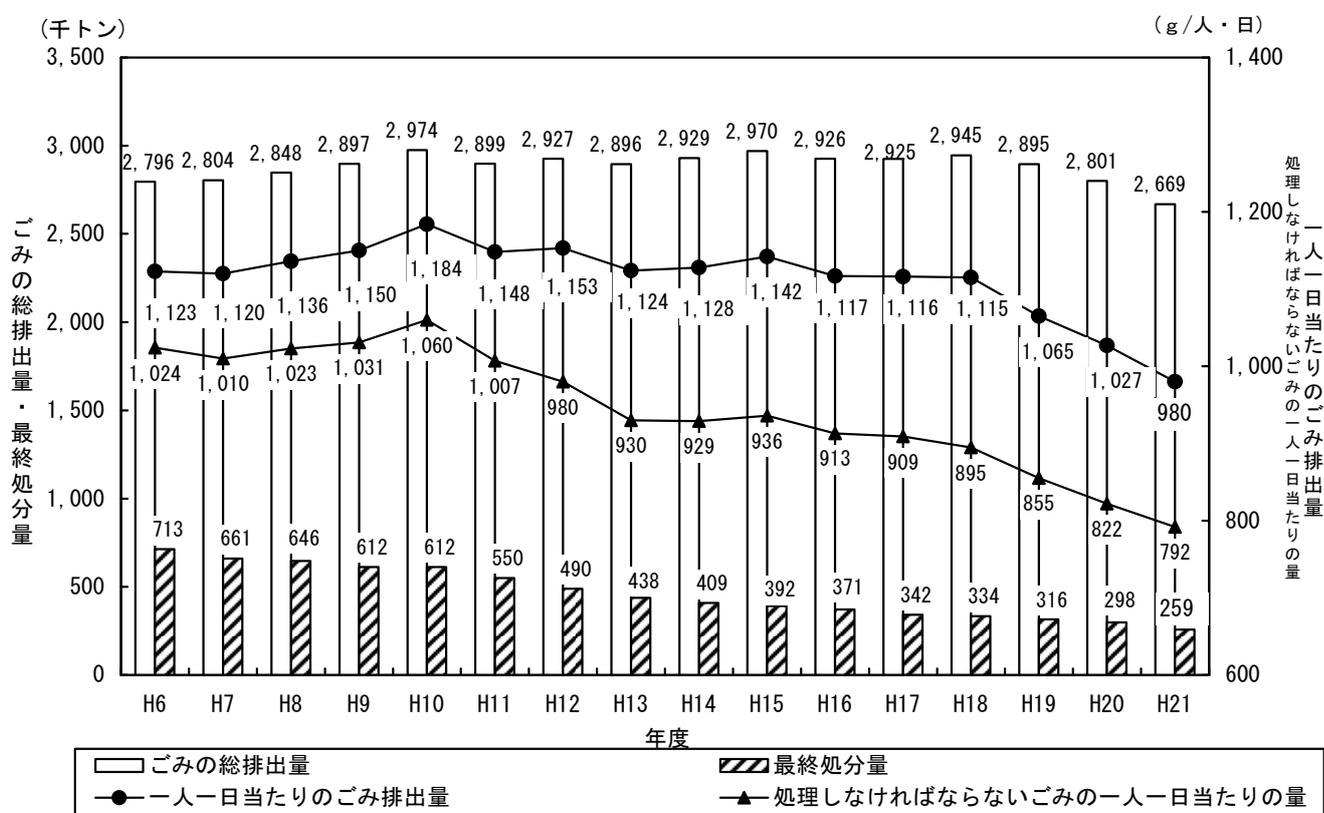
2 一般廃棄物（ごみ）の現況

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理の概況

平成 21 年度のごみの総排出量は 2,669 千トンであり、平成 16 年度の排出量 2,926 千トンに比べ 8.8%減少している。

ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、平成 21 年度は 980g となり、平成 16 年度の 1,117g と比べ 12.3%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた処理しなければならないごみの量を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」という。）すると、平成 21 年度は 792g となり、平成 16 年度の 913g と比べ 13.3%減少している（図 4）。



(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

図 4 ごみの総排出量と最終処分量の経年変化

平成 21 年度に県内市町村においてごみ処理に要した費用は、図 5 のとおり総額 1,183 億円であり、県民一人あたりに換算すると 15,860 円となる。

この内訳としては、処理及び維持管理費が 12,945 円（81.6%）、建設・改良費が 2,165 円（13.7%）となっている。



図5 ごみ処理経費の推移

また、事業系一般廃棄物の収集量は 633 千トンであり、ごみの総排出量の 23.7%を占めており、平成 16 年度の収集量 789 千トンに比べ 19.8%減少している（図 6）。

なお、ごみ処理の流れは、図 7 のとおりである。

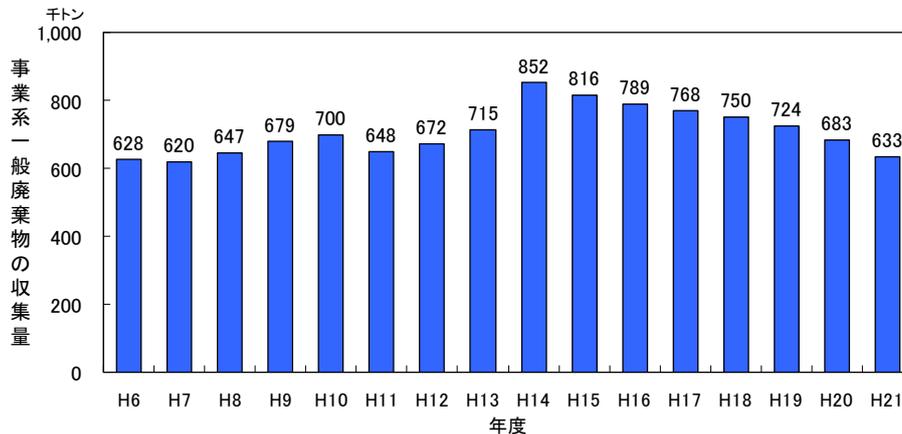


図6 事業系一般廃棄物の収集量の経年変化

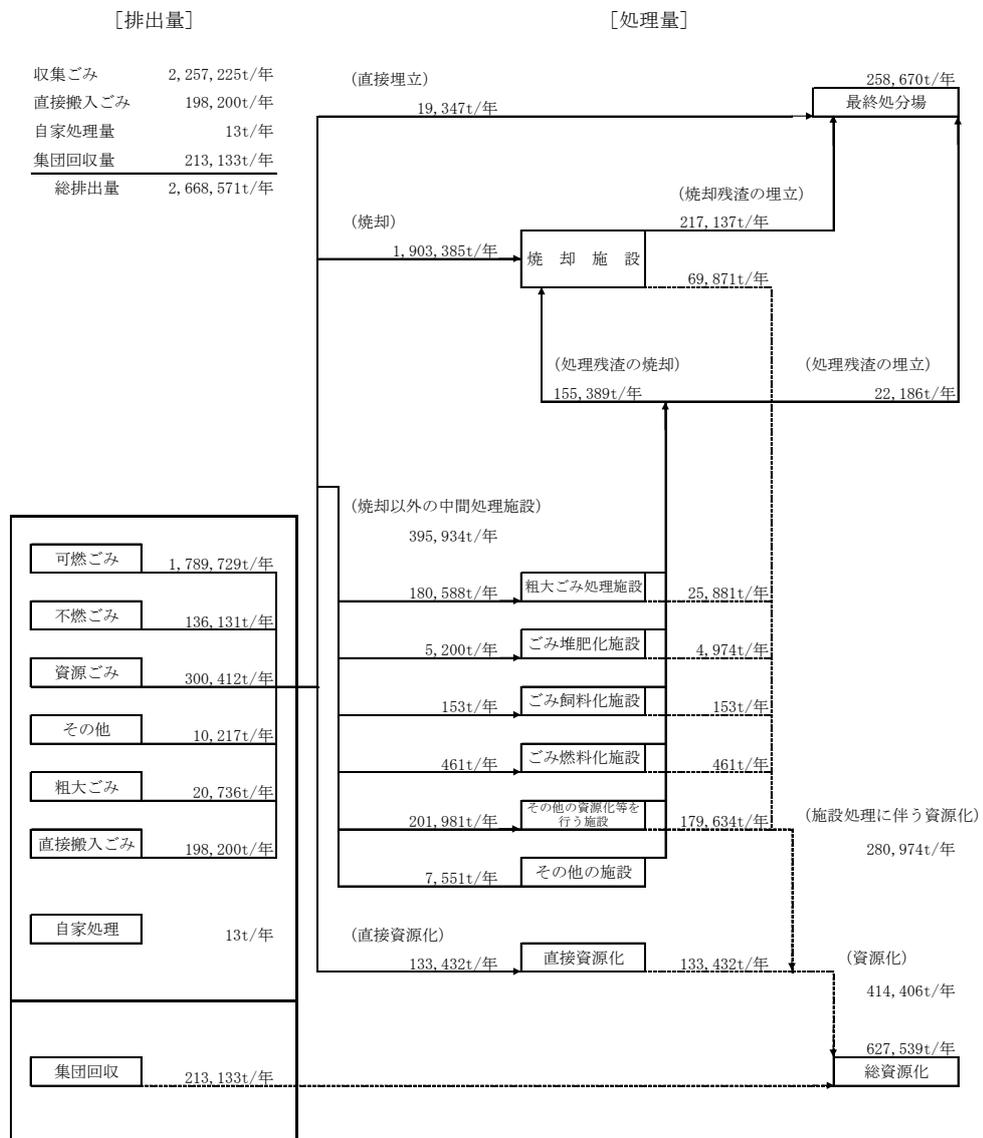
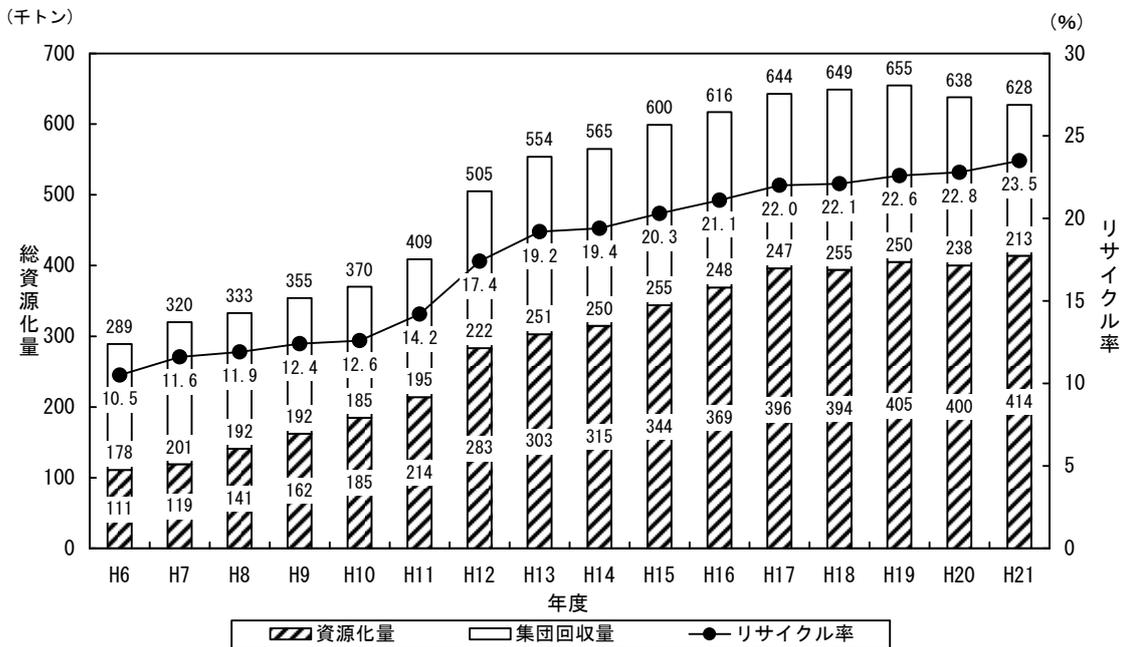


図 7 ごみ処理の流れ（平成 21 年度）

(2) 資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた平成 21 年度の資源化量は 628 千トンで、平成 16 年度の 616 千トンに比べ 1.9% 増加している。

また、リサイクル率は 23.5% と上昇傾向にある (図 8)。



(注) 「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。
「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
「リサイクル率」= (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) × 100
数値は四捨五入のため合計値が一致しないことがある。

図 8 総資源化量とリサイクル率の経年変化

ガラスびん、ペットボトル等特定の容器包装について事業者の再商品化が義務付けられ、消費者の分別排出、市町村の分別収集が推進されているところであり、平成 21 年度の資源化量は、紙類 351 千トン、プラスチック類 62 千トン、金属類 54 千トン、ガラス類 48 千トンとなっている (図 9)。

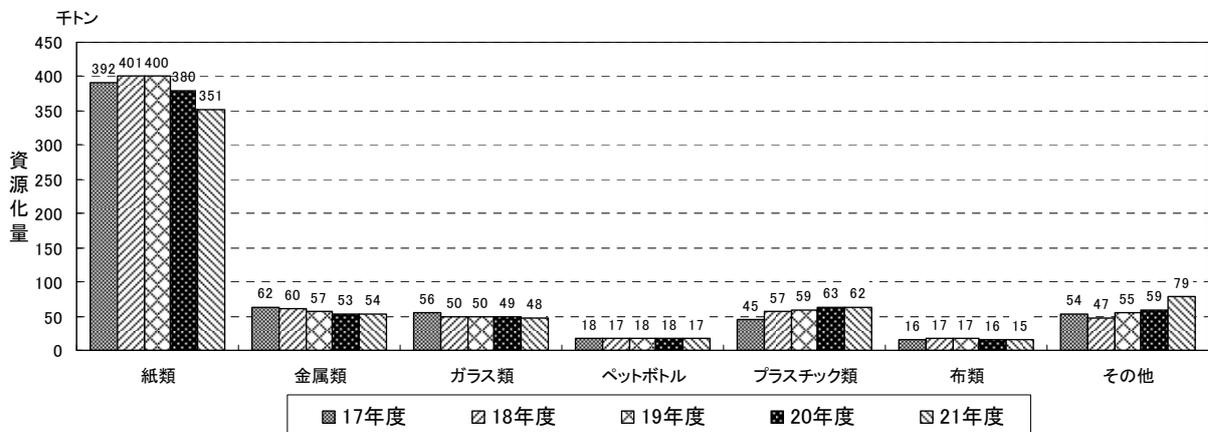


図 9 資源化の状況

(3) 中間処理施設、資源化施設の設置状況

平成 21 年度現在の市町村及び一部事務組合が設置し稼働している中間処理施設、資源化施設は 104 施設であり、その内訳は焼却施設 41 施設、ごみ燃料化施設 2 施設、粗大ごみ処理施設 22 施設、リサイクルプラザ、資源回収センター等の資源化施設 38 施設、その他（破砕処理）施設 1 施設となっている（表 3）。

表 3 中間処理施設、資源化施設の設置状況（平成 22 年 3 月末現在）

区 分	施設数	処理能力	備 考
焼却施設	41 施設	9,873t/日	ほかに 4 施設休止
ごみ燃料化施設	2 施設	0.2t/日	ほかに 1 施設休止
粗大ごみ処理施設	22 施設	1,247t/日	ほかに 1 施設休止
資源化施設	38 施設	667t/日	ほかに 2 施設休止
その他施設	1 施設	30t/日	
合 計	104 施設	—	

注：施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

(4) 最終処分状況

中間処理による処理残さ、焼却残さの処分を含め、平成 21 年度の最終処分量は 259 千トンで、平成 16 年度の 371 千トンに比べ 30.2%減少している（図 10）。

なお、このうち自区外（県外）の処分量は 66 千トンで、平成 16 年度の 112 千トンに比べ 41.1%減少している。

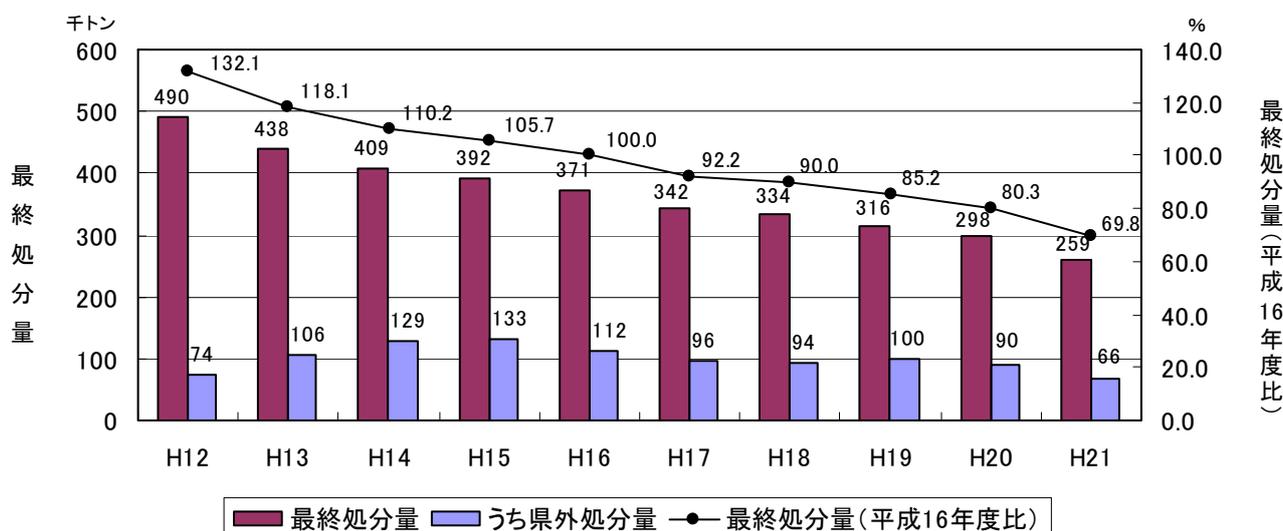


図 10 一般廃棄物の最終処分量の経年変化

(5) 最終処分場の設置状況

平成 21 年度末現在の最終処分場の設置数は 83 施設（休止、埋立終了等を含む。）で、平成 21 年度末の残存容量は 2,766 千 m^3 。これを平成 21 年度の埋立容量 149 千 m^3 で割った値（残余年数）は 18.6 年となっている（図 11）。

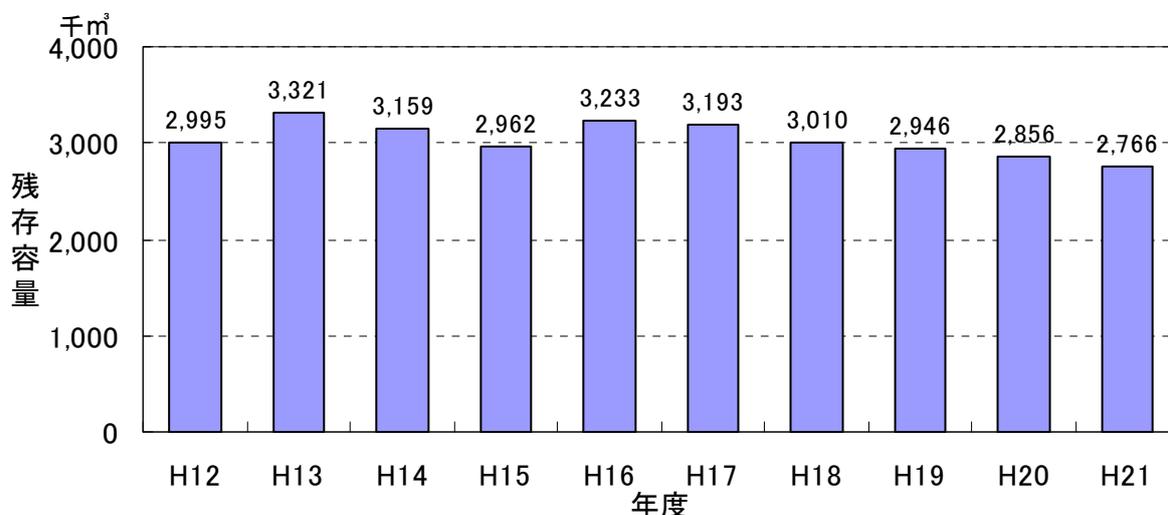


図 11 最終処分場の残存容量の経年変化

(6) 再生事業者の登録状況

専ら再生利用の目的となる廃棄物である金属くず、古繊維及びペットボトル等の再生を業として行っている場合は、知事の登録を受けることができる。

平成 22 年 12 月末現在の登録廃棄物再生事業者数は、金属くず 120 事業者、古紙 84 事業者、空きびん 44 事業者、古繊維 21 事業者、ペットボトル 10 事業者である。

(7) し尿処理の状況

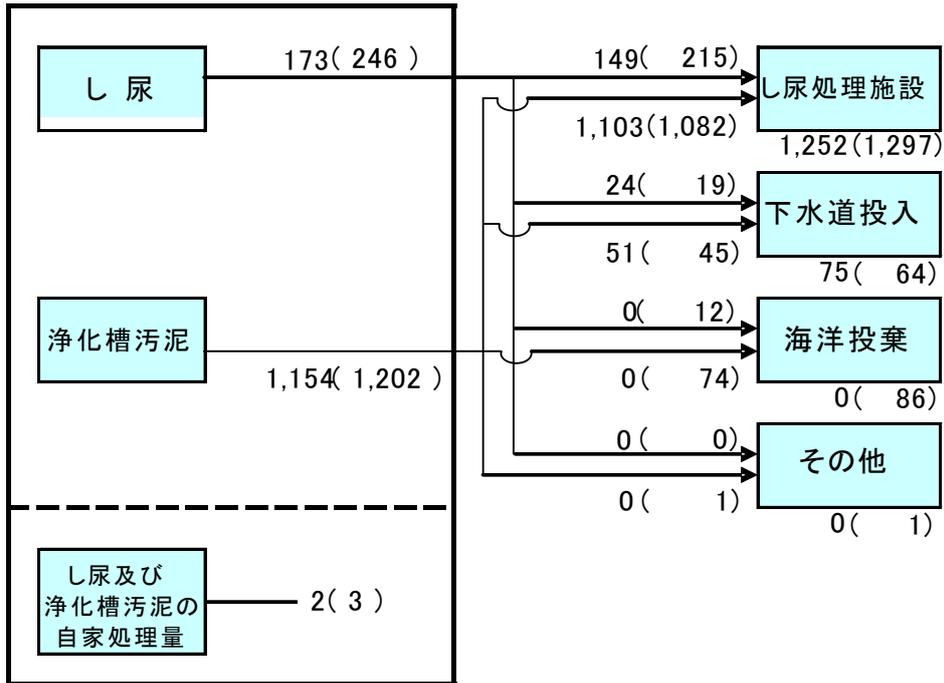
平成 21 年度の上尿及び浄化槽汚泥の総処理量は 1,329 千キロリットルであり、平成 16 年度の総処理量 1,451 千キロリットルに比べ 8.4%減少している。

総収集量は 1,327 千キロリットルで、うち、上尿は 173 千キロリットル、浄化槽汚泥は 1,154 千キロリットルである(図 12)。

収集された上尿及び浄化槽汚泥のうち 1,252 千キロリットルは上尿処理施設により、75 千キロリットルは下水道投入により処理されている。

また、上尿及び浄化槽汚泥について 2 千キロリットルは自家処理されている。なお、過去からの推移をみると、上尿処理量は減少傾向にある（図 13）。

[総処理量] 1,329(1,451)



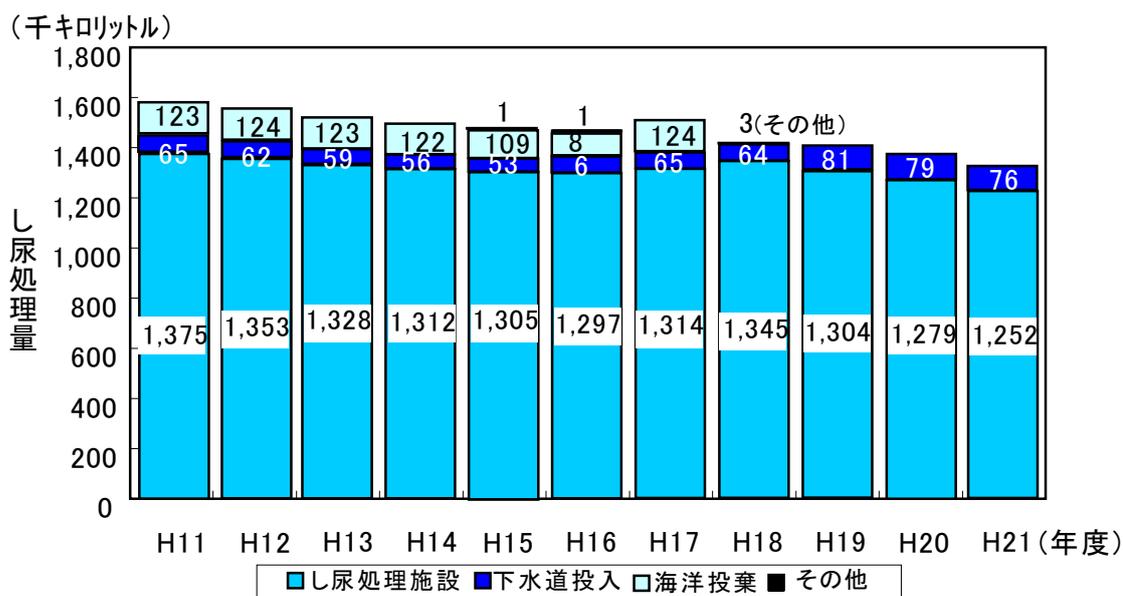
(単位:千キロリットル、()は平成 16 年度を示す。)

注1: 自家処理は、収集車による収集をせず自ら農地還元したものを示す。

2: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

3: その他は、脱水後焼却である。

図 12 し尿処理の流れ (平成 21 年度)



注：し尿処理量に自家処理は含まない。

単位：千キロリットル

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総収集量	1,563	1,539	1,511	1,489	1,469	1,448	1,417	1,411	1,384	1,359	1,327
し尿	339	320	297	272	260	246	229	213	201	191	173
浄化槽汚泥	1,224	1,219	1,214	1,217	1,209	1,202	1,188	1,198	1,183	1,168	1,154

図 13 し尿処理量の推移

(8) し尿処理施設の状況

平成 21 年度末現在のし尿処理施設の設置数は 35 施設（処理能力 4,689 キロリットル/日）である。

平成 17 年度末時点でし尿処理施設の未整備市町村がなくなったことから、平成 18 年 4 月以降し尿はすべて陸上処理され、海洋投棄はされていない。

なお、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）」の批准に伴い、平成 14 年 2 月 1 日施行の廃棄物処理法施行令の改正により、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が禁止されており、以前から海洋投入処分を行っていた猶予されていた者についても、平成 19 年 2 月 1 日から禁止されている。

3 産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物の発生の状況

平成 22 年度に本県が実施した産業廃棄物処理状況調査によると、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の平成 21 年度の発生量は 17,801 千トンであり、基準年度である平成 16 年度の発生量 20,595 千トンに比べ 13.6%減少している（図 14）。

昭和 54 年度から増加傾向にあった発生量が平成 21 年度に大きく減少した原因は、その前年に発生した世界的な経済状況の悪化による生産活動の縮小と考えられる。なお、本県の平成 21 年度における製造品出荷額は、前年に比べ 25.8%減少しており、同様な傾向が廃棄物発生量にも現れていると言える（廃棄物発生量は前年度比 20.3%減）。（図 14、図 15）

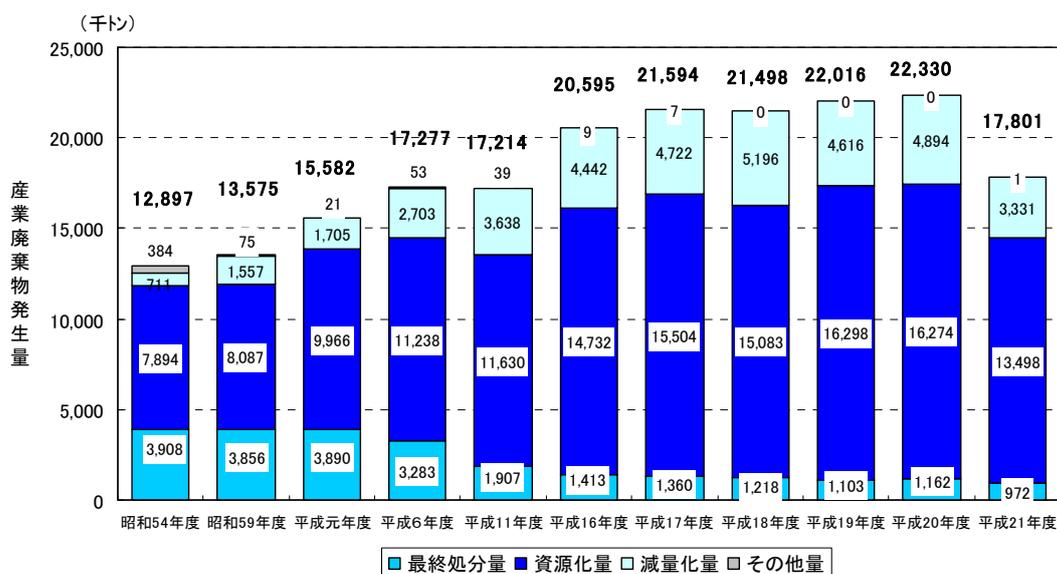
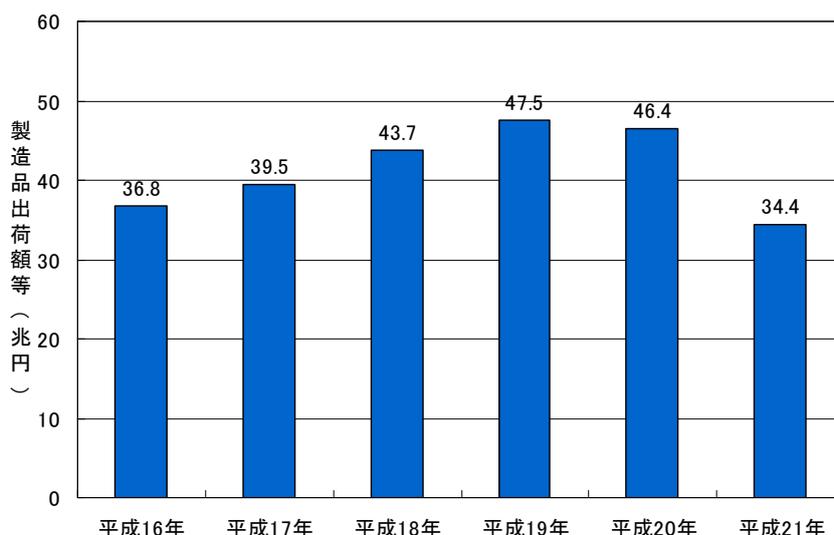


図 14 産業廃棄物の発生量等の推移



出典：平成21年あいちの工業（平成23年2月 愛知県県民生活部統計課）

図 15 製造品出荷額の推移

産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が 47.5%、建設業が 27.2%、

農業・林業が 14.1%、電気・ガス・熱供給・水道業が 9.7%を占めている（図 16）。また、種類別にみると、がれき類の 20.0%、鉱さいの 19.4%、動物のふん尿の 14.0%、汚泥の 13.8%、金属くずの 10.9%、ばいじんの 8.3%と 6 種類の産業廃棄物が約 9 割を占めている（図 17）。

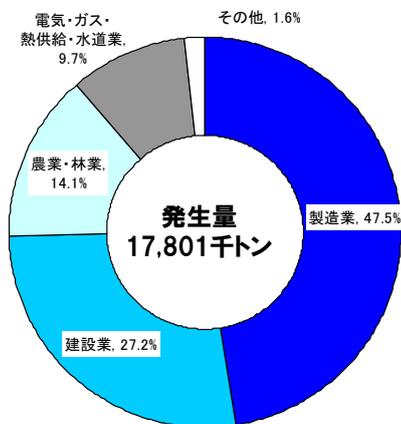


図 16 業種別発生状況

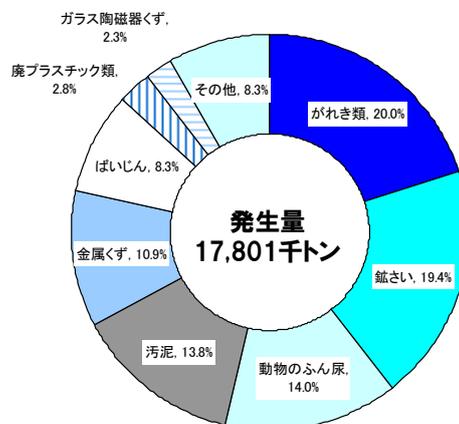


図 17 種類別発生状況

この 6 種類の産業廃棄物について、平成 21 年度の発生量はばいじん及び動物のふん尿を除く 4 種類については平成 16 年度の発生量から 12.9%（鉱さい）～31.5%（金属くず）まで減少している（図 18、図 19）。なお、ばいじん及び動物のふん尿の発生量はわずかに増加している。

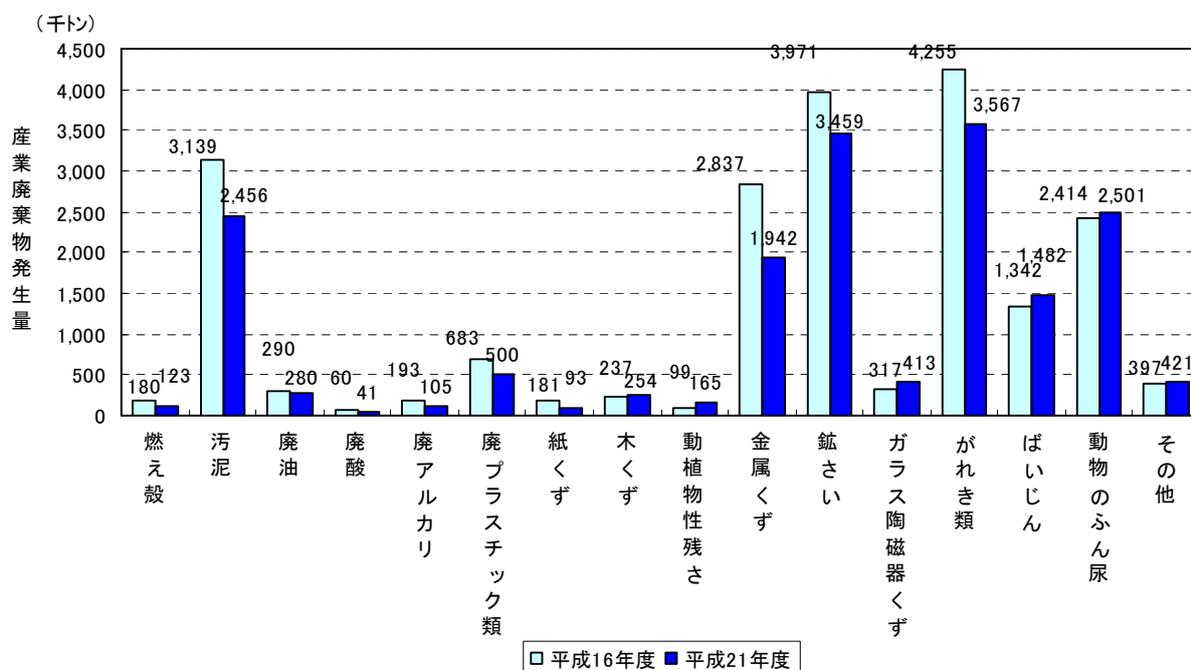


図 18 種類別発生量

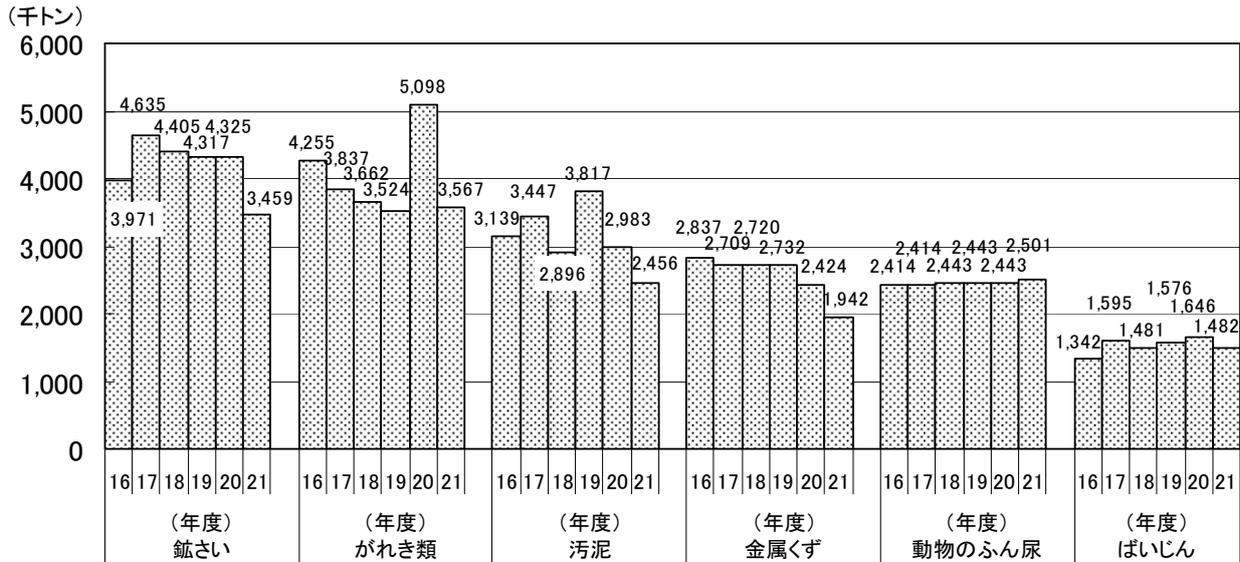


図 19 主な種類の産業廃棄物発生量経年変化

また、産業廃棄物の処理の流れによれば、平成 21 年度の資源化量は 13,498 千トン、減量化量は 3,331 千トン、最終処分量は 972 千トンとなっている。

その最終処分量のうち 549 千トン (56.5%) が中間処理されることなく直接最終処分されている (図 20)。

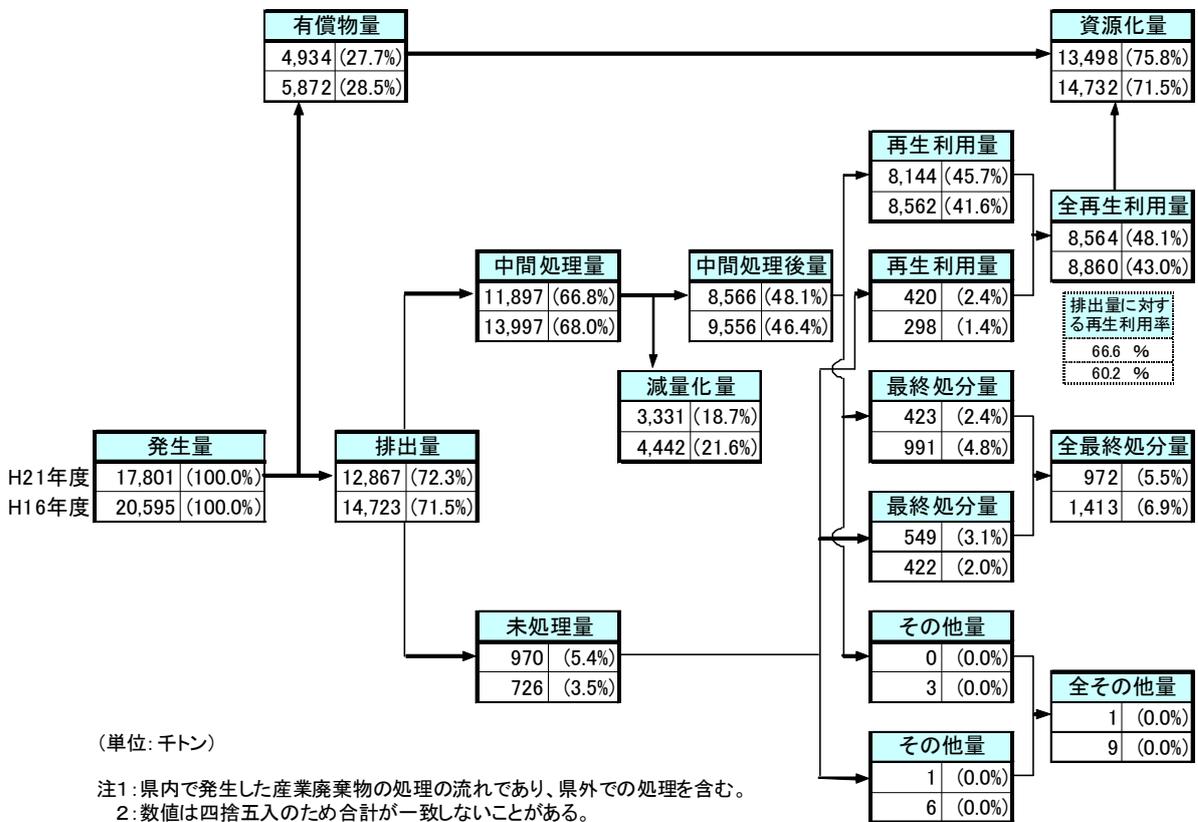


図 20 産業廃棄物の処理の流れ

(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況

ア 業種別の減量化、資源化の状況

平成 21 年度の減量化の状況（減量化率）を業種別にみると、高いものから農業・林業の 56.0%、電気・ガス・熱供給・水道業の 29.8%、製造業の 13.6%、建設業の 4.1%の順となっている。また、平成 21 年度の資源化の状況（資源化率）を業種別にみると、高いものから建設業の 88.9%、製造業の 81.9%、電気・ガス・熱供給・水道業の 58.7%、農業・林業の 44.0%の順となっている（表 4）。

表 4 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

単位:千トン

業種	年度	発生量	減量化量	資源化量		最終処分量		その他量
				有償量	再生利用量	有償量	再生利用量	
製造業	H21	8,455	1,147 (13.6%)	6,922 (81.9%)	4,737 (56.0%)	2,186 (25.9%)	385 (4.6%)	1 (0.0%)
	H16	10,518	1,688 (16.0%)	8,264 (78.6%)	5,633 (53.6%)	2,631 (25.0%)	561 (5.3%)	5 (0.0%)
建設業	H21	4,838	198 (4.1%)	4,302 (88.9%)	53 (1.1%)	4,249 (87.8%)	337 (7.0%)	1 (0.0%)
	H16	5,312	257 (4.8%)	4,600 (86.6%)	71 (1.3%)	4,528 (85.2%)	455 (8.6%)	0 (0.0%)
農業・林業	H21	2,504	1,402 (56.0%)	1,101 (44.0%)	0 (0.0%)	1,101 (44.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)
	H16	2,414	1,907 (79.0%)	508 (21.0%)	0 (0.0%)	508 (21.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
電気・ガス・熱供給・水道業	H21	1,727	515 (29.8%)	1,014 (58.7%)	126 (7.3%)	888 (51.4%)	198 (11.5%)	0 (0.0%)
	H16	1,452	410 (28.2%)	859 (59.2%)	141 (9.7%)	718 (49.4%)	183 (12.6%)	2 (0.1%)
その他	H21	278	69 (24.8%)	158 (56.8%)	18 (6.5%)	140 (50.4%)	51 (18.3%)	0 (0.0%)
	H16	898	181 (20.2%)	501 (55.8%)	27 (3.0%)	475 (52.9%)	213 (23.7%)	3 (0.3%)
合計	H21	17,801	3,331 (18.7%)	13,498 (75.8%)	4,934 (27.7%)	8,564 (48.1%)	972 (5.5%)	1 (0.0%)
	H16	20,594	4,442 (21.6%)	14,732 (71.5%)	5,872 (28.5%)	8,860 (43.0%)	1,413 (6.9%)	9 (0.0%)

注1: ()は発生量に対する割合を示す。
2: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

また、業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、減量化率は農業・林業で約 50~80%、電気ガス水道業で 25%前後で推移している。資源化率については、建設業で約 85%、製造業で約 80%前後となっている（図 21）。農業・林業については、5 年ぶりに詳細調査を行った結果、再資源化が進み、資源化率が上昇したことがわかった。

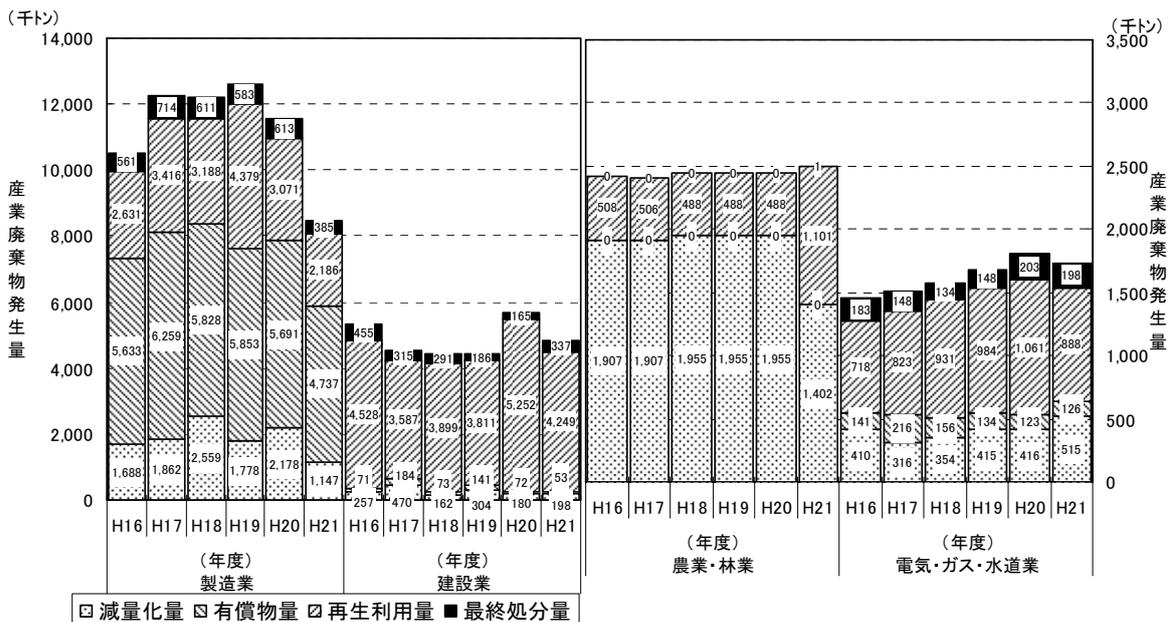
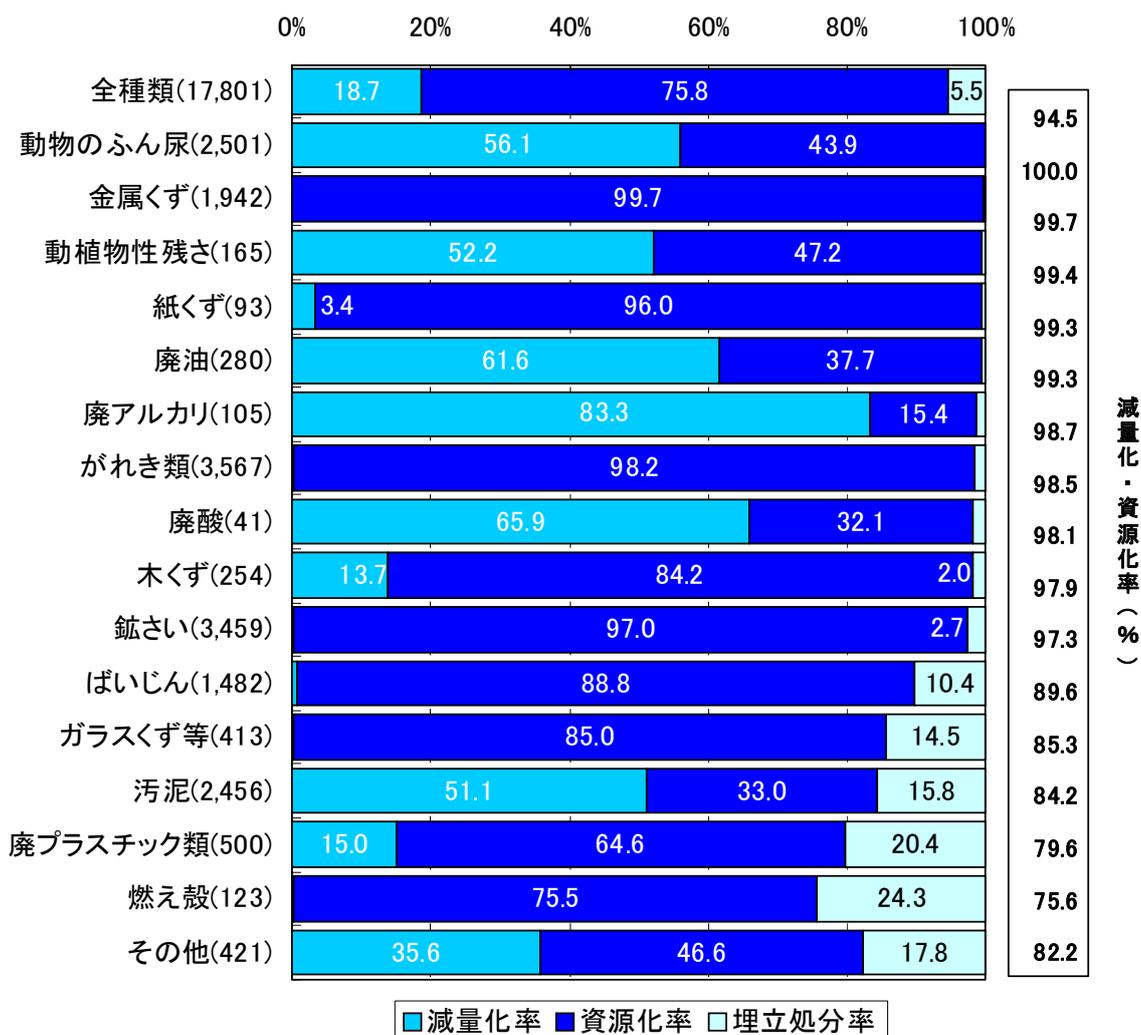


図 21 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況経年変化

イ 種類別の減量化、資源化の状況

平成 21 年度の発生量に対する減量化の状況（減量化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから廃アルカリの 83.3%、廃酸の 65.9%、廃油の 61.6%、動物のふん尿の 56.1%、動植物性残さの 52.2%の順となっている。また、平成 21 年度の資源化の状況（資源化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの 99.7%、がれき類の 98.2%、鋳さいの 97.0%、紙くずの 96.0%、ばいじんの 88.8%となっている（図 22）。



注1: ()は各廃棄物の発生量(千トン)を示す。
 注2: 割合の小さいものは数値の表示を一部省略した。
 注3: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図 22 産業廃棄物の種類別の処理・処分状況

また、平成 21 年度の資源化量を種類別にみると、多いものからがれき類の 3,501 千トン、鉱さいの 3,357 千トン、金属くずの 1,935 千トン、ばいじんの 1,316 千トンの順となっている（図 23）。

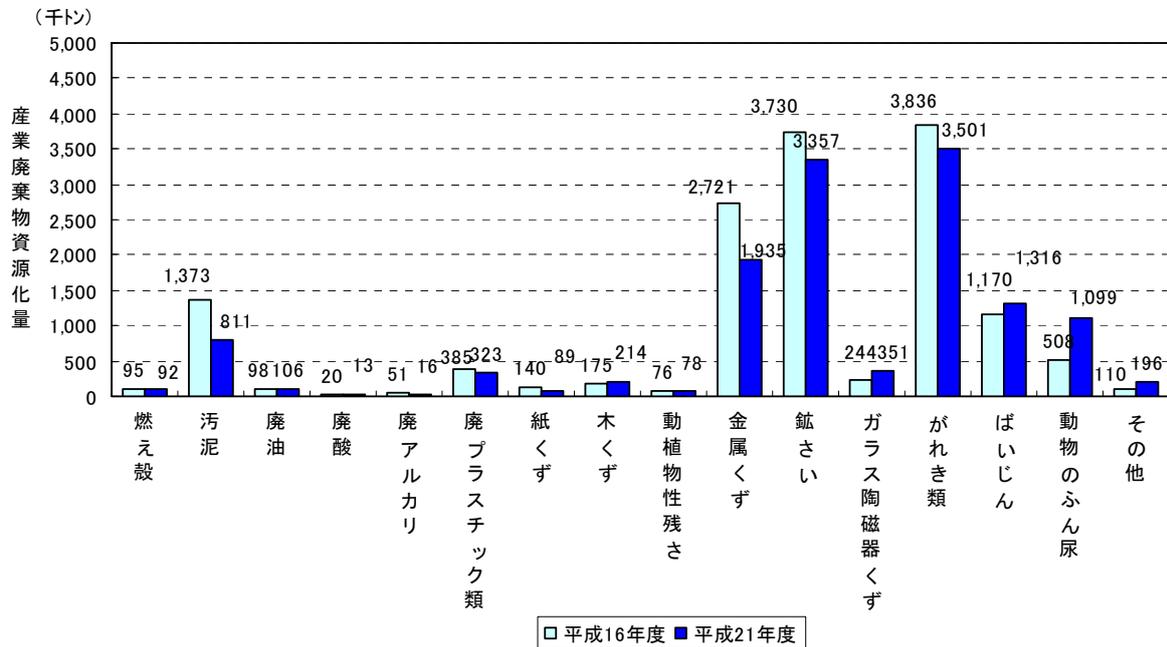


図 23 産業廃棄物の種類別の資源化量

発生量の多い産業廃棄物について、減量化・資源化の状況を経年的にみると、鉱さい、がれき類、金属くず及びばいじんについては、各年度とも資源化率は 90%以上となっており、経年的な変化は認められない。動物のふん尿については、5年ぶりに詳細調査を行った結果、資源化量が増加していることがわかった（図 24）。

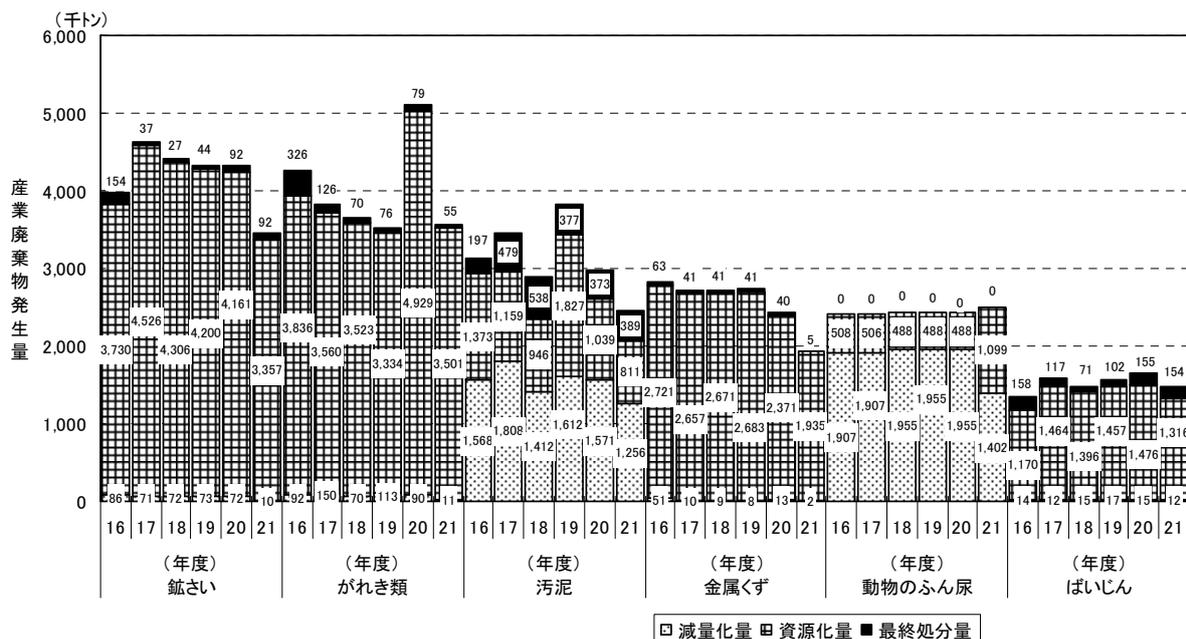


図 24 産業廃棄物の処理状況の経年変化

ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況

平成 21 年度の産業廃棄物の中間処理量 11,897 千トンを実施主体別にみると、自社処理が 37.9%、委託処理が 62.1%となっている（図 25）。

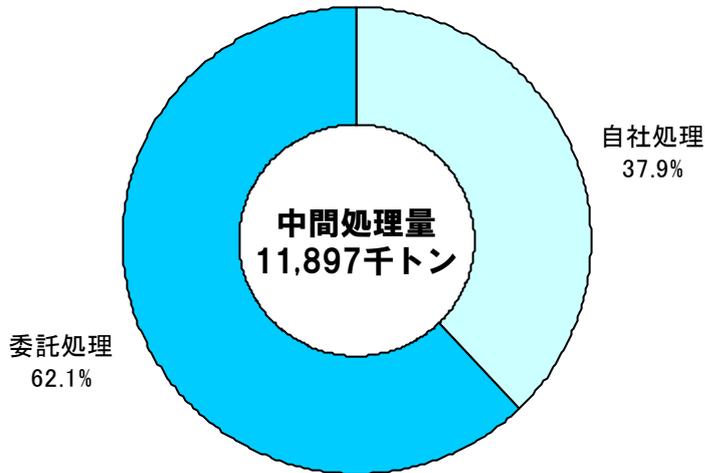


図 25 中間処理の自社処理、委託処理状況

エ 再生利用の状況

平成 21 年度に中間処理により再生利用された量は 8,564 千トンで、その再生利用の用途は、建設材料が 50.2%で最も多く、次いで、建設材料以外の原料・材料が 24.3%、飼料・肥料が 18.9%、燃料が 4.5%となっている（図 26）。

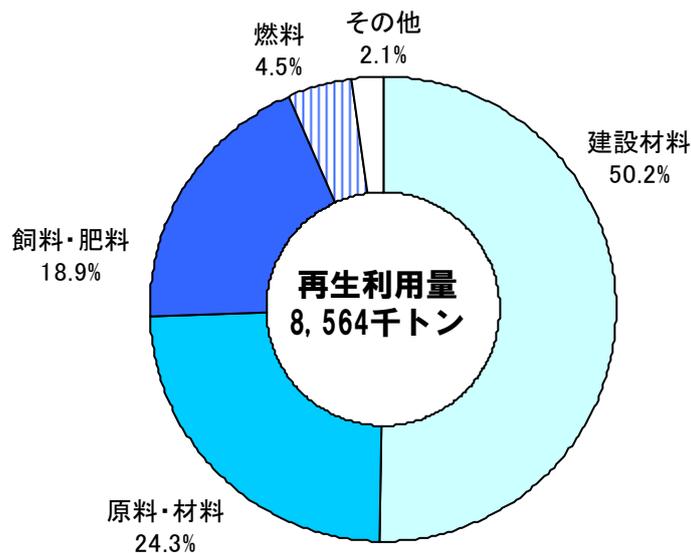
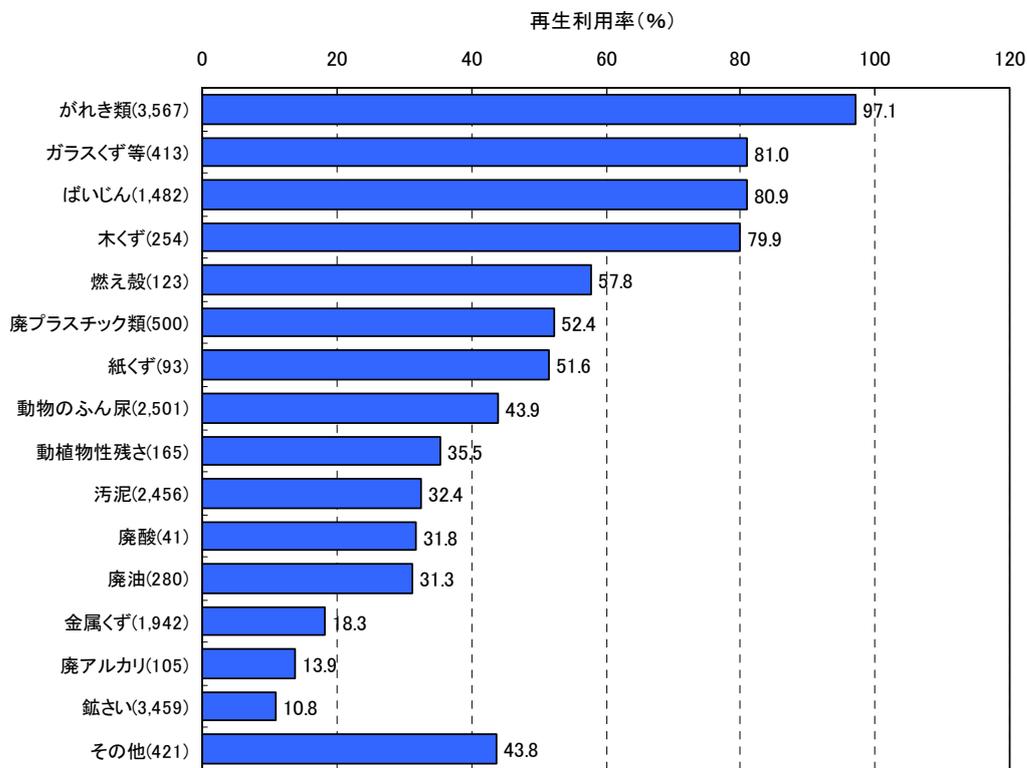


図 26 産業廃棄物の再生利用の用途

また、中間処理による再生利用の状況を産業廃棄物の種類別にみると、高いものからがれき類の97.1%、ガラス陶磁器くずの81.0%、ばいじんの80.9%、木くずの79.9%、の順となっている(図27)。



注：()は各廃棄物の発生量(千トン)を示す。

図27 産業廃棄物の種類別の再生利用率

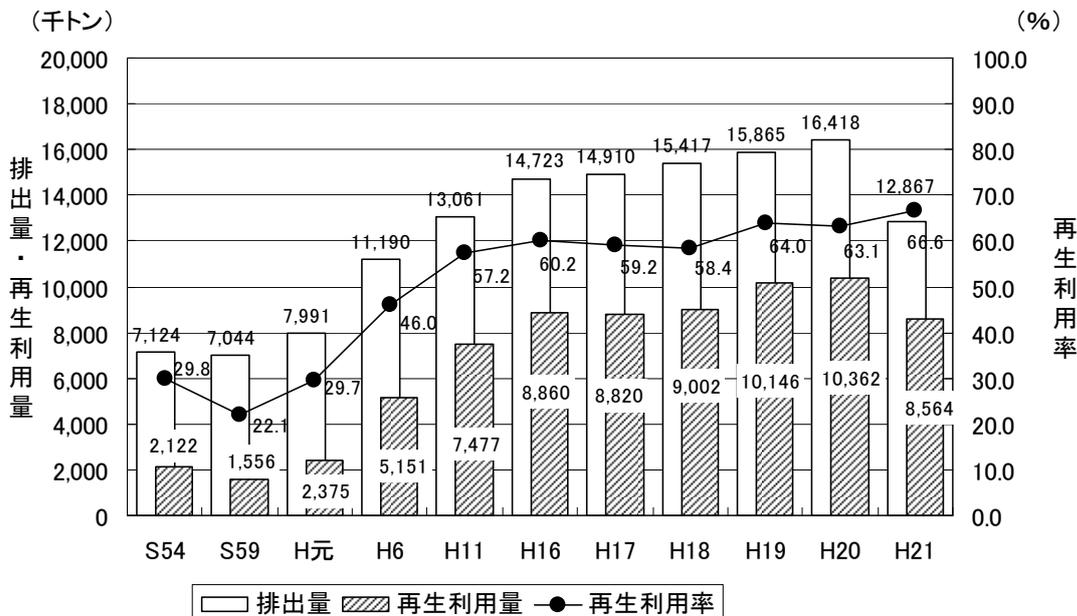


図28 再生利用率の推移

なお、再生利用率は、平成16年度以降は概ね60%以上の高い水準となっている(図28)。

(3) 産業廃棄物の最終処分の状況

最終処分量は平成元年度から減少傾向が見られ、平成 21 年度 of 最終処分量は 972 千トンであり、平成 16 年度の 1,413 千トンに比べ 31.2%減少している (図 29)。

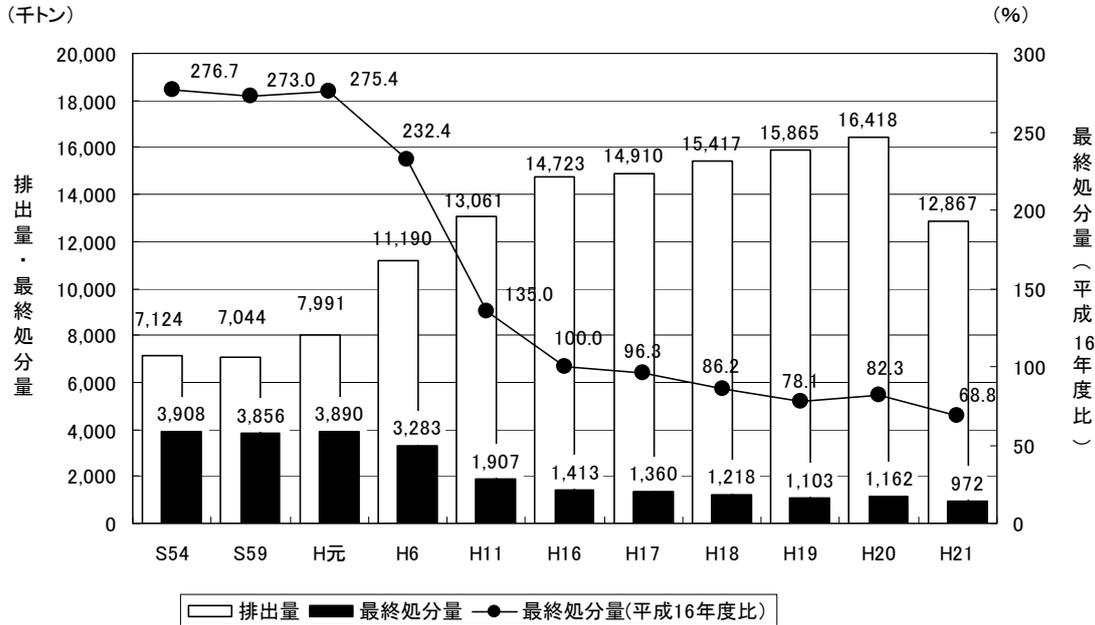


図 29 最終処分量の推移

平成 21 年度 of 最終処分量を産業廃棄物の種類別にみると、多いものから汚泥の 389 千トン、ばいじんの 154 千トン、廃プラスチック類の 102 千トン、鋳さいの 92 千トン、ガラス陶磁器くずの 60 千トンの順となっている。それら 5 種類の産業廃棄物で全体の約 8 割を占めている (図 30、図 31)。

なお、汚泥、がれき類等の平成 21 年度 of 最終処分量は、平成 16 年度と比較して大きく変動しているように見えるが、図 24 に示すとおり近年は大きな変動

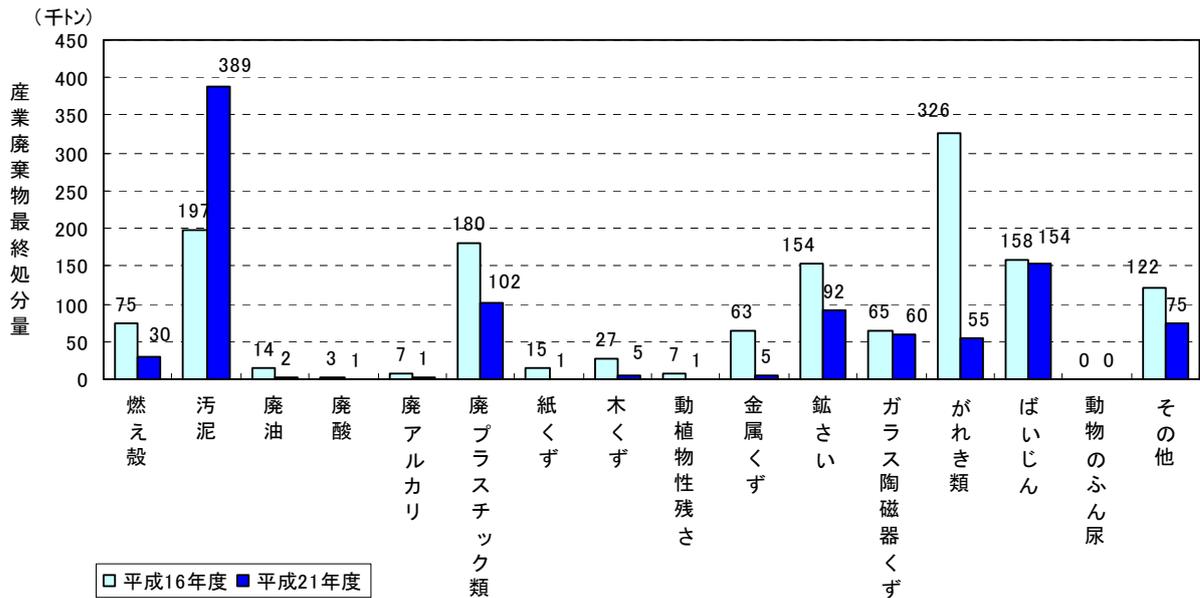


図 30 種類別の最終処分量

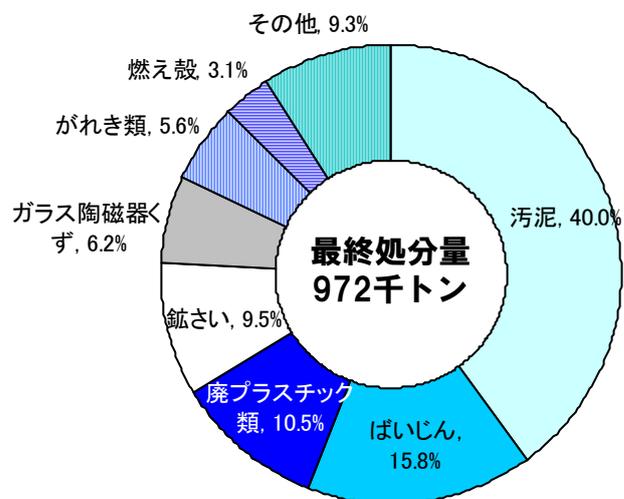


図 31 産業廃棄物の種類別の最終処分状況

平成 21 年度の最終処分量 972 千トンを実施主体別にみると、自社処分が 19.7%、委託処分が 80.3%となっている（図 32）。

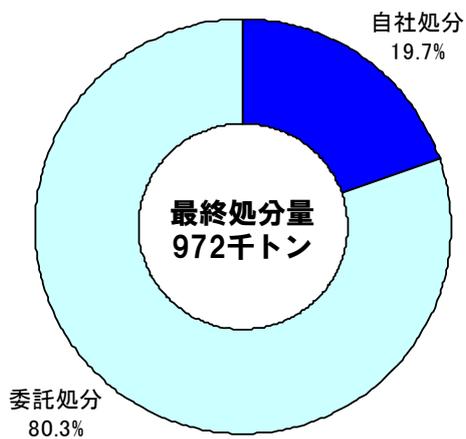


図 32 最終処分の自社処分、委託処分状況

(4) 県外移出入の状況

平成21年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物(県外移出)は2,914千トンで、平成16年度の1,458千トンに比べ、約2倍に増加している。県外移出状況を県別にみると、近隣の三重県へ31.1%、岐阜県へ13.8%、静岡県へ2.8%となっている。県外移出量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的2,627千トン、最終処分目的287千トンとなっている。

また、平成21年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物(県内移入)は577千トンで、平成16年度の1,026千トンと比べ、43.8%減少している。県内移入状況を県別にみると、近隣の岐阜県から36.7%、三重県から27.7%、静岡県から10.2%となっている。県内移入量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的570千トン、最終処分目的7千トンとなっている(図33)。

なお、県外移出入の経年変化は、図34のとおりである。

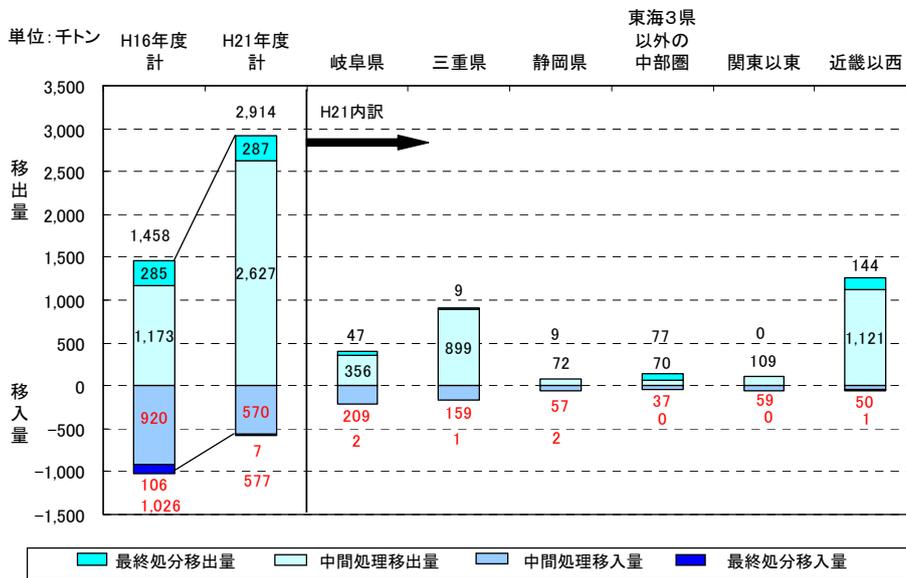


図33 産業廃棄物の県内外への移出入状況(中間処理及び最終処分目的)

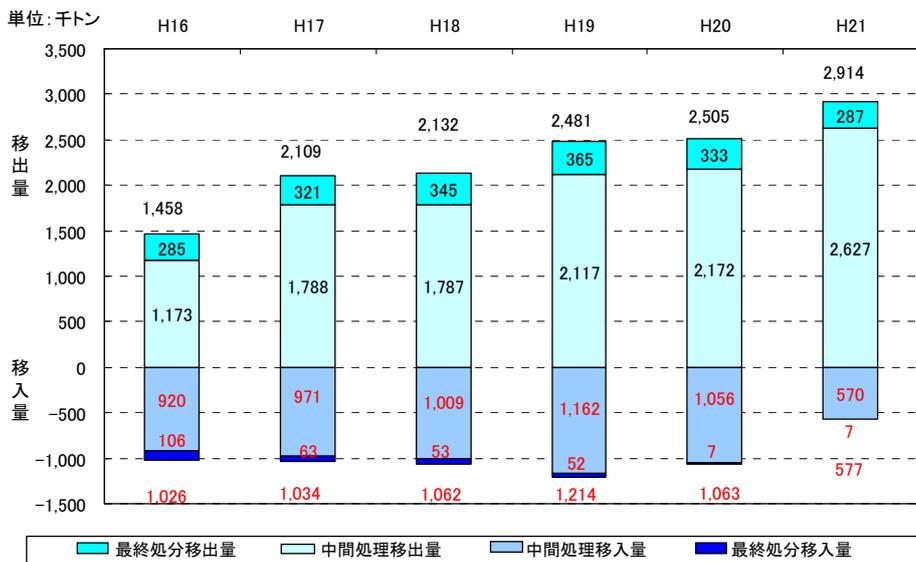


図34 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化

(5) 特別管理産業廃棄物の状況

平成 21 年度の特別管理産業廃棄物の発生量は 168 千トンであり、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物が 43.4%、引火性廃油が 17.3%、腐食性廃アルカリが 16.9%、腐食性廃酸が 14.0%、感染性産業廃棄物が 8.3%となっている(図 35)。

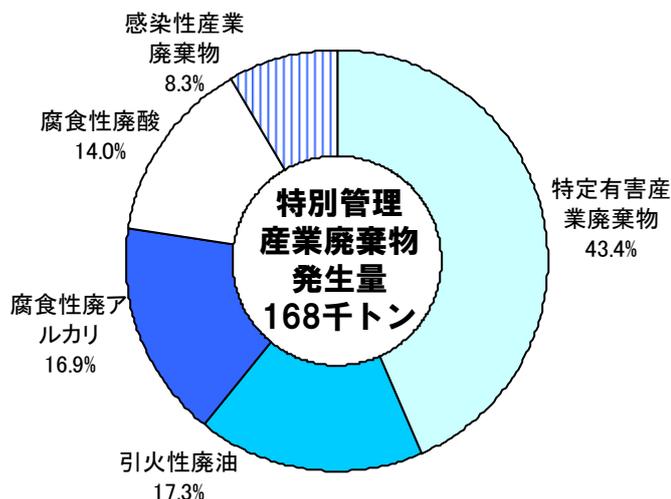


図 35 特別管理産業廃棄物の種類別発生量 (平成 21 年度)

また、特別管理産業廃棄物の処理状況については、資源化量が 57 千トン、最終処分量が 17 千トンとなっており、平成 16 年度と比較すると最終処分量が減少し、資源化量が増加している(表 5)。

表 5 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況

単位:千トン

年度	発生量	減量化量	資源化量	資源化		最終処分量	その他量
				有償物量	再生利用量		
H21	168	94	57	7	50	17	0
	(100.0%)	(56.1%)	(34.1%)	(4.2%)	(29.9%)	(9.8%)	(0.0%)
H16	259	129	45	1	44	85	0
	(100.0%)	(49.8%)	(17.4%)	(0.4%)	(17.0%)	(32.8%)	(0.0%)

注1:()は発生量に対する割合を示す。

2:数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設の状況

平成 23 年 3 月末現在の許可を受けた中間処理施設の設置数は 1,000 施設であり、その内訳は汚泥の脱水施設が 377 施設と最も多く、次いで木くず又はがれき類の破碎施設が 337 施設となっており、この 2 施設で全体の 71.4%を占めている（表 6）。

表 6 中間処理施設の設置状況（平成 23 年 3 月末現在）

施設の種類（処理能力）		施設数	処理能力	
中間 処 理 施 設	汚泥	脱水施設（10m ³ /日を超えるもの）	377	74,823.4m ³ /日
		乾燥施設（10m ³ /日を超えるもの）	8	823.6m ³ /日
		乾燥施設（天日） （100m ³ /日を超えるもの）	1	126.0m ³ /日
		焼却施設 （5m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの）	28	1,665.0m ³ /日
	廃油	油水分離施設（10m ³ /日を超えるもの）	15	544.0m ³ /日
		焼却施設 （1m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの）	29	942.2m ³ /日
	廃酸又は廃アルカリの中和施設 （50m ³ /日を超えるもの）		6	2,752.0m ³ /日
	廃プラ スチック類	破碎施設（5t/日を超えるもの）	74	5,142.0 t /日
		焼却施設（100kg/日を超えるもの又は火格子面積2m ² 以上のもの）	44	1,275.7 t /日
	木くず又はがれき類の破碎施設 （5 t /日を超えるもの）		337	145,722.4 t /日
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		2	14.4 t /日
	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		5	71.1m ³ /日
	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設		2	27.1 t /日
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設		2	113.5 t /日
産業廃棄物の焼却施設（200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの）		70	2,402.4 t /日	
計		1,000	—	

イ 最終処分場の状況

平成21年度末現在県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は101施設であり、そのうちの60施設が管理型最終処分場、37施設が安定型最終処分場、4施設が遮断型最終処分場である（表7）。

表7 最終処分場の設置状況（平成22年3月末現在）

残存容量の単位：千m³

愛知県全域	自社処分場		自社処分場以外		合計	
	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
遮断型	1	0.1	3	6.5	4	6.5
安定型	5	2.1	32	538.1	37	540.2
管理型	16	1,466.1	44	5,296.0	60	6,762.1
合計	22	1,468.3	79	5,840.5	101	7,308.8

注1：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

注2：財団法人愛知臨海環境整備センター衣浦港3号地最終処分場（埋立容量：安定型810.2千m³、管理型4,566.1千m³）については、平成22年3月末時点では未供用であったため、残存容量に算入していない。

また、産業廃棄物処理実績報告の集計結果によると、平成21年度末の最終処分場の残存容量は7,308.8千m³であり、その内訳は、管理型が6,762.1千m³、安定型が540.2千m³、遮断型が6.5千m³である（表8）。

残存容量7,308.8千m³について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は10.6年と試算される（7,308.8÷692（平成21年度の県内での最終処分量＝972〔県内で発生した廃棄物の最終処分量〕－287〔うち県外へ搬出して埋立〕＋7〔県外から搬入され埋立〕）＝10.6）。

また、最終処分場の新規設置許可件数は表4のとおり非常に少ない状況で推移しており、直近5年間でみると、平成19年度に公共関与処分場が1件設置許可されたのみである。

なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図36のとおりである。

表8 最終処分場の設置許可件数の推移

年度（平成）	7	8	9	10	11	12	13	14
設置許可件数	12	7	11	9	0	0	1	0
年度（平成）	15	16	17	18	19	20	21	22
設置許可件数	0	0	0	0	1	0	0	0

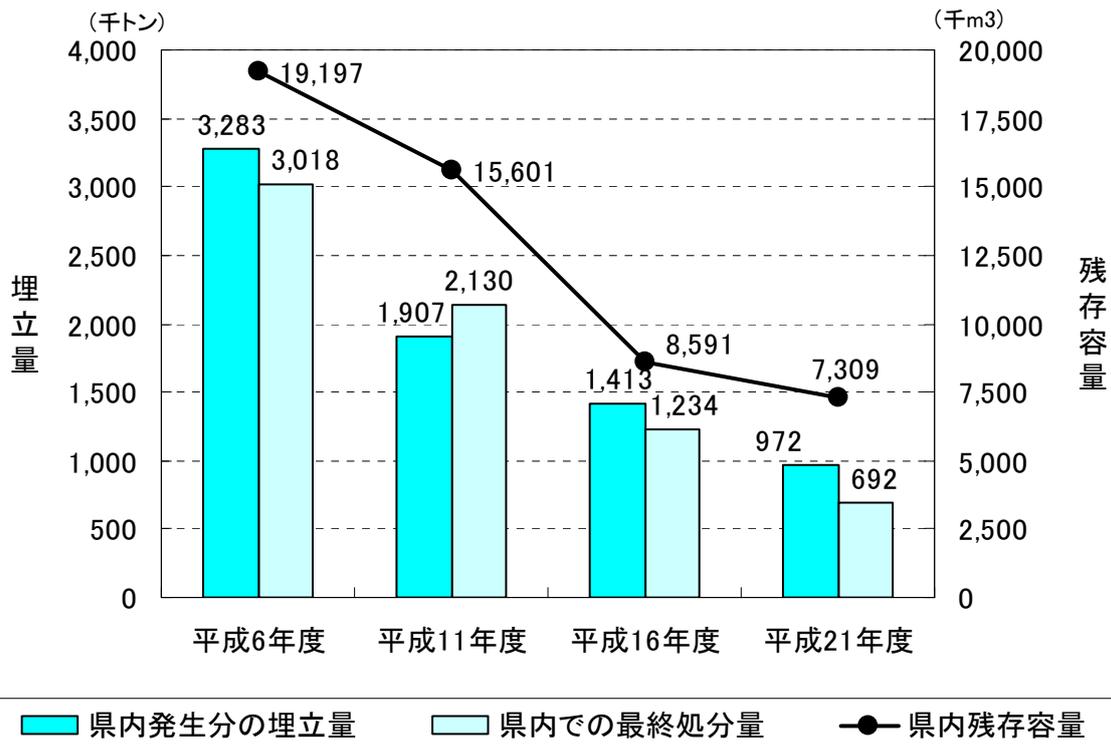


図 36 県内最終処分量及び残存容量等の推移

(7) 処理業者の許可状況

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の収集・運搬、処分を業として行う場合、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長。以下「都道府県知事等」という。）の許可が必要であり、平成 23 年 3 月末現在の産業廃棄物処理業者数は、延べ 19,531 業者、その内訳は、産業廃棄物の収集・運搬を行う業者が延べ 16,821 業者、産業廃棄物の処分を行う業者が延べ 850 業者、特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行う業者が延べ 1,805 業者、特別管理産業廃棄物の処分を行う業者が延べ 55 業者である（表 9）。

表 9 産業廃棄物処理業者数（平成 23 年 3 月末現在）

営業の種類	県知事 許可 (%)	名古屋市長 許可 (%)	豊橋市長 許可 (%)	岡崎市長 許可 (%)	豊田市長 許可 (%)	合計 (%)
産業廃棄物 収集・運搬	6,596 (84.3)	3,930 (88.2)	1,596 (84.6)	2,081 (87.4)	2,618 (87.6)	16,821 (86.1)
産業廃棄物 処 分	539 (6.9)	112 (2.5)	68 (3.6)	54 (2.3)	77 (2.6)	850 (4.4)
特別管理産業廃棄物 収集・運搬	654 (8.4)	404 (9.1)	218 (11.6)	242 (10.2)	287 (9.6)	1,805 (9.2)
特別管理産業廃棄物 処 分	32 (0.4)	10 (0.2)	5 (0.3)	3 (0.1)	5 (0.2)	55 (0.3)
合 計	7,821	4,456	1,887	2,380	2,987	19,531

(注)同一業者が県知事と市長許可の両方を取得している場合や、複数の営業の種類を許可を取得している場合があるため、合計の業者数は重複がある。

(8) 再生利用業者の指定状況

産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合、都道府県知事等の許可が必要であるが、再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみを扱う場合は都道府県知事等の指定を受けることにより業を行うことができる。この再生利用業の指定を受けている業者は、平成 23 年 5 月末現在、8 業者である（表 10）。

表 10 再生利用業者の指定状況（平成 23 年 5 月末現在）

業者	種別	取扱品目	再生利用方法
A	再生活用	廃プラスチック類（発泡スチロール類）	溶融固化後、二次製品の製造原料として利用
B	再生活用	汚泥（キラ）	鉱山跡地の埋戻材として利用
C	再生活用	汚泥（建設汚泥）	土地造成地の埋戻材として利用
D	再生活用	汚泥（建設汚泥）	鉱山跡地の埋戻材として利用
E	再生活用 再生輸送	汚泥（鉱業汚泥）	鉱山跡地の埋戻材、陶器瓦原料、建設資材原料として利用
F	再生活用 再生輸送	汚泥（鉱業汚泥）	土地造成地の埋戻材、陶器瓦原料として利用
G	再生活用 再生輸送	汚泥（鉱業汚泥）	鉱山跡地の埋戻材、陶器瓦原料、建設資材原料として利用
H	再生活用 再生輸送	汚泥（鉱業汚泥）	鉱山跡地及び土地造成地の埋戻材、陶器瓦原料として利用

(9) 監視・指導の状況

平成 18 年度から平成 22 年度における監視・指導による措置状況は、表 11 のとおりである。平成 22 年度の主な措置状況については、文書による指導が 305 件、業・施設の取消が 19 件で、文書による指導は増加している。

また、平成 22 年度の主な行政処分の内容をみると、業・施設の取消 19 件のうち 9 件は他の自治体で許可取消処分を受けたためで、5 件は法人役員が欠格要件に該当したものの、残りの 5 件は破産によるものである。改善勧告については 17 件のうち 13 件が産業廃棄物の処理基準違反や保管基準違反に対するものである（表 12）。

表 11 監視・指導による措置状況

区分 年度	措置状況（件数）						計
	業・施設の取消	停止命令	措置命令	改善命令	改善勧告	その他文書指導	
平成 18	32	2	0	2	29	326	391
平成 19	21	1	4	4	20	209	259
平成 20	19	1	0	4	21	218	263
平成 21	25	0	0	1	25	260	311
平成 22	19	0	0	2	17	305	343

表 12 不適正処理に係る行政処分（平成 22 年度）

区分	件数	主な内容	件数
業・施設の取消	19(19)	他の自治体で許可取消処分を受けたため 法人役員が欠格要件に該当 破産	9(9) 5(5) 5(5)
停止命令	0(0)		0(0)
措置命令	0(0)		0(0)
改善命令	2(2)	産業廃棄物の保管基準違反	2(2)
改善勧告	17(9)	産業廃棄物の保管基準違反	10(5)
		産業廃棄物の処理基準違反	3(2)
		産業廃棄物処理施設の維持管理基準違反	2(2)
		管理型最終処分場放流水等のダイオキシン類未測定	1(0)
		野焼き	1(0)

注：（ ）は産業廃棄物処理業者で内数である。